

### (3) スポーツ施設

#### 1) スポーツ施設

##### ① 概 要

本市には、「茨木市スポーツ推進計画（平成28年3月策定）」に掲げる基本理念である「すべての市民がいつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らせるまちづくり」を推進する主要な施設として、体育館が5か所、プールが3か所、運動広場が2か所、その他スポーツ施設が1か所あります。（なお、簡易な倉庫や便所等のみで構成される運動広場及び公園のスポーツ施設については本書の対象外とし、春日丘及び東雲運動広場のみを対象とします）

体育館は、体育室やトレーニング室等を有しており、各種大会やスポーツ教室等が開催されています。市民体育館と東市民体育館では指定管理者制度を導入しています。

中条市民プールと五十鈴市民プールは屋外に50mプールや幼児用プールがあり、西河原市民プールでは屋外にスライダーや流水プールがあります。また、五十鈴市民プールと西河原市民プールでは、屋内に温水プールを有しており、年間を通じて利用可能となっています。3施設とも指定管理者制度を導入しています。

運動広場としては、弓道場を有する春日丘運動広場と屋内庭球場を有する東雲運動広場があり、いずれも直営の施設となっています。

その他スポーツ施設である忍頂寺スポーツ公園は、多目的グラウンドをはじめ、テニスコートやゲートボール場のほか、宿泊施設「竜王山荘」を有しており、合宿、研修等に利用できます。また、指定管理者制度を導入しています。

表 3-2-7 スポーツ施設の概要

| No.       | 施設名        | 所在地           | 複合<br>区分 | 運営<br>形態 | 延床<br>面積<br>(㎡) | 主要な建物の情報（H29年末現在） |          |           |     |
|-----------|------------|---------------|----------|----------|-----------------|-------------------|----------|-----------|-----|
|           |            |               |          |          |                 | 建築年               | 経過<br>年数 | 構造・<br>階数 | 耐震性 |
| 体育館       |            |               |          |          |                 |                   |          |           |     |
| 1         | 市民体育館      | 小川町 2 番 1 号   | 複合       | 指定管理     | 5,823           | S53               | 39       | RC・3      | ○   |
| 2         | 福井市民体育館    | 西福井三丁目30番45号  | 単独       | 直営       | 2,043           | H6                | 23       | RC・3      | ○   |
| 3         | 東市民体育館     | 学園町 4 番18号    | 複合       | 指定管理     | 4,843           | H14               | 15       | RC・5      | ○   |
| 4         | 南市民体育館     | 島三丁目 8 番19号   | 単独       | 直営       | 5,209           | H22               | 7        | RC・3      | ○   |
| 5         | 西河原公園屋内運動場 | 城の前町 1 番 3 号  | 単独       | 直営       | 1,014           | S46               | 46       | S・1       | ○   |
| プール       |            |               |          |          |                 |                   |          |           |     |
| 1         | 中条市民プール    | 小川町 2 番 7 号   | 複合       | 指定管理     | 452             | S53               | 39       | RC・3      | ○   |
| 2         | 五十鈴市民プール   | 五十鈴町11番13号    | 単独       | 指定管理     | 4,658           | S56               | 36       | RC・2      | ○   |
| 3         | 西河原市民プール   | 西河原三丁目 2 番38号 | 単独       | 指定管理     | 10,491          | H5                | 24       | RC・3      | ○   |
| 運動広場      |            |               |          |          |                 |                   |          |           |     |
| 1         | 春日丘運動広場    | 北春日丘四丁目12番35号 | 単独       | 直営       | 314             | S60               | 32       | RC・1      | ○   |
| 2         | 東雲運動広場     | 新堂一丁目 6 番24号  | 単独       | 直営       | 2,039           | H1                | 28       | S・1       | ○   |
| その他スポーツ施設 |            |               |          |          |                 |                   |          |           |     |
| 1         | 忍頂寺スポーツ公園  | 大字忍頂寺1049番地   | 単独       | 指定管理     | 3,580           | H3                | 26       | RC・2      | ○   |

## ② 施設位置図



図 3-2-40 対象施設位置図（スポーツ施設）

### ③ 利用の状況

体育館（西河原公園屋内運動場を除く）の利用者数の推移をみると、東市民体育館（平成 14 年度）や南市民体育館（平成 22 年度）の整備により、全体として増加傾向がみられます。

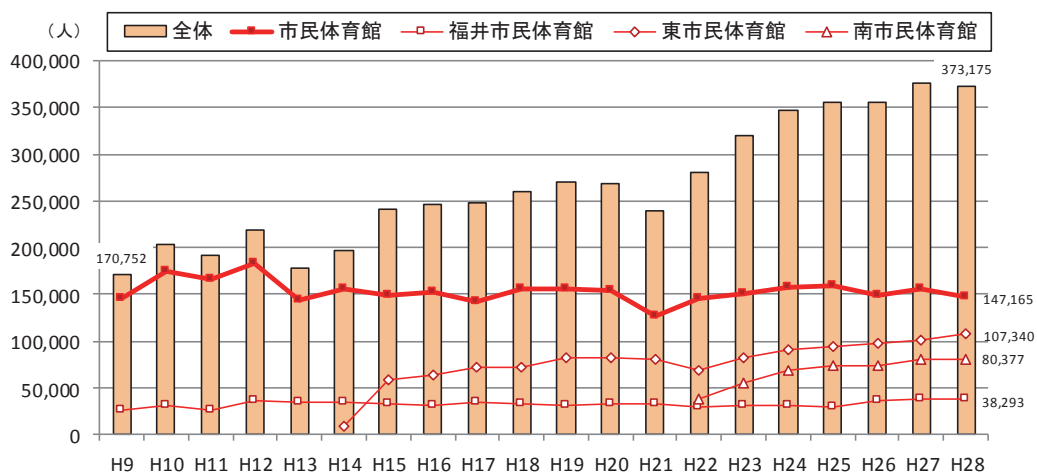


図 3-2-41 体育館の利用者数の推移（4 施設）

プールの利用者数の推移をみると、平成 11 年から 18 年ごろまで減少傾向にありましたが、その後増加に転じ、平成 28 年度には約 19 万 1 千人となっています。営業日 1 日あたりの利用者数を施設別に比較すると、西河原プールの夏季利用者数の増加傾向が顕著にみられます。

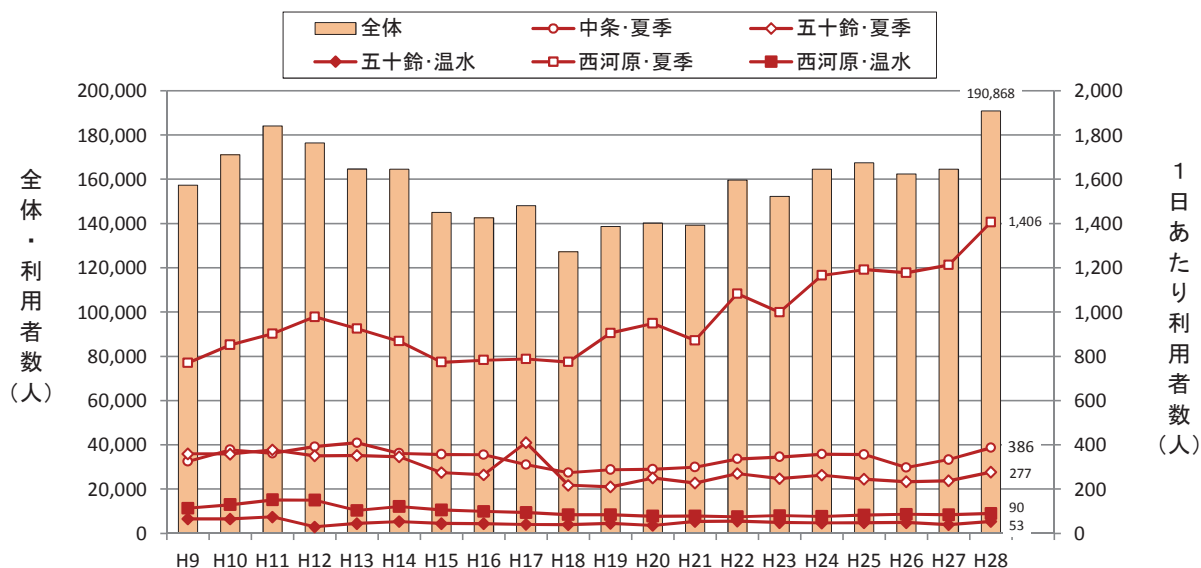


図 3-2-42 プールの利用者数の推移

忍頂寺スポーツ公園の利用者数の推移をみると、平成 10 年以降減少傾向にありましたが、平成 23 年度を底として増加に転じ、平成 28 年度には約 3 万 7 千人となっています。

利用目的別に利用者数を見ると、平成 23 年度以降、運動場やテニスコートの利用者数は増加しており、竜王山荘内にある宿泊室や多目的室、娯楽室の利用は微増傾向にあります。

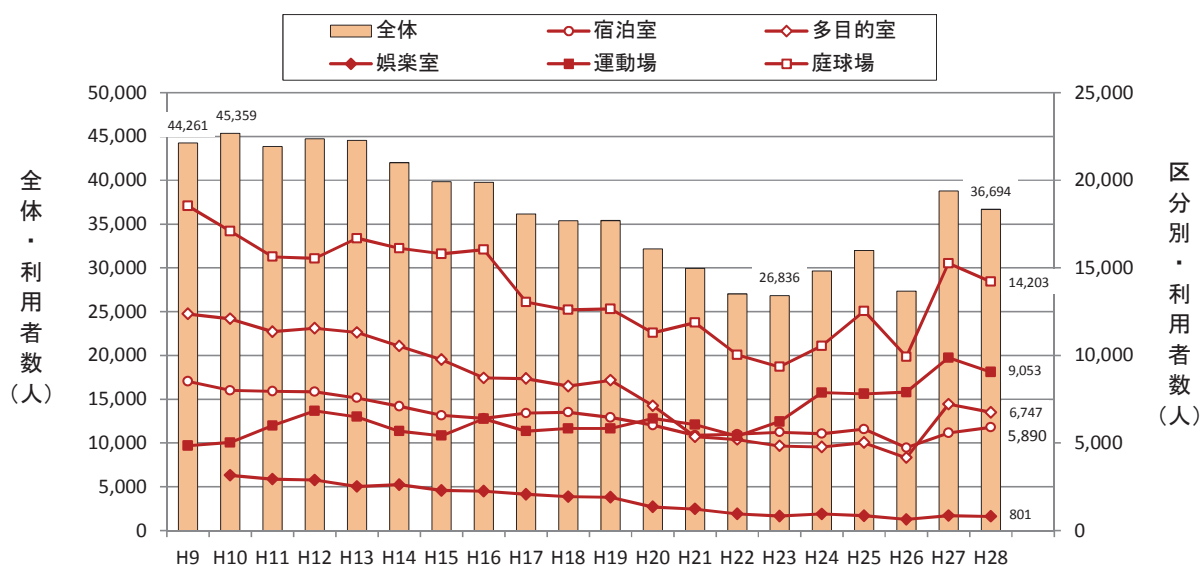


図 3-2-43 忍頂寺スポーツ公園の利用者数の推移

平成 28 年度の利用者数をみると、西河原市民プールが約 16 万 2 千人、市民体育館が約 14 万 7 千人となっています。一方で夏季のみの利用となる中条市民プールでは、通年利用可能な五十鈴市民プール、西河原市民プールに比べ、利用者数が少なくなっています。

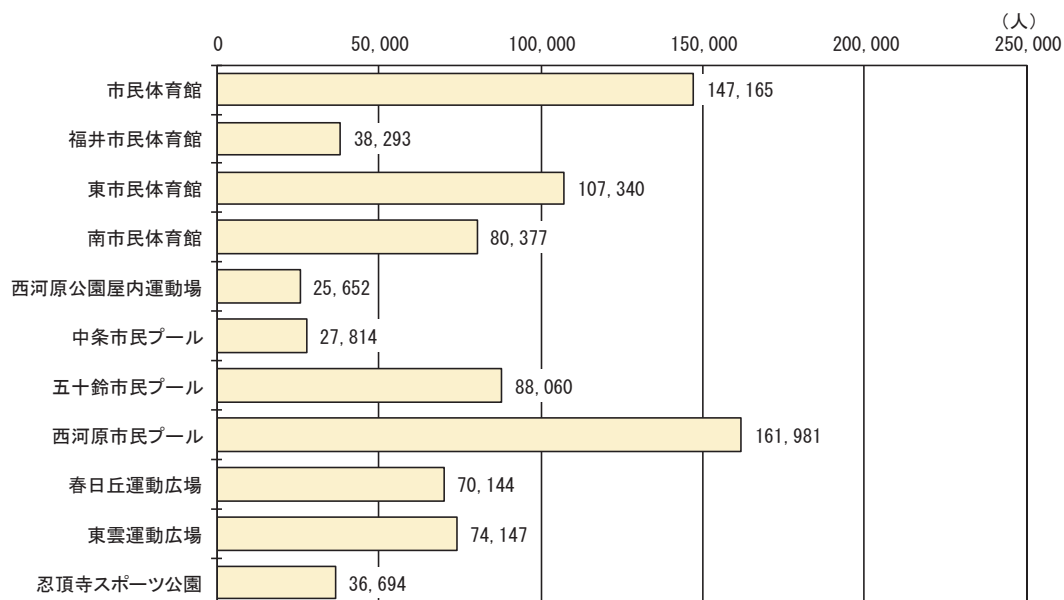


図 3-2-44 施設の利用者数 (H28 年度)

会議室等を有する市民体育館、東市民体育館、南市民体育館の貸室の稼働率（総利用可能コマ数に対する総利用コマ数の割合）をみると、市民体育館で38.4%、南市民体育館で29.7%、東市民体育館で17.2%となっています。（貸室・時間帯別の稼働率の詳細については、3-3で整理しています）。

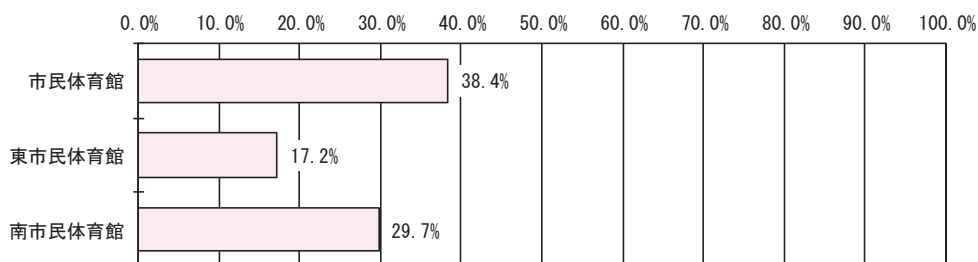


図 3-2-45 貸室の稼働率（H28 年度）

#### ④ 施設に関する総コストの状況

平成 28 年度の施設に関する総コストをみると、西河原市民プールで約 8 千万円、市民体育館で約 7 千万円などとなっています。指定管理者制度を導入している施設では、指定管理料が大部分を占めています。

西河原屋内運動場と春日丘運動広場では、平成 28 年度において、歳入が歳出を若干上回っています。

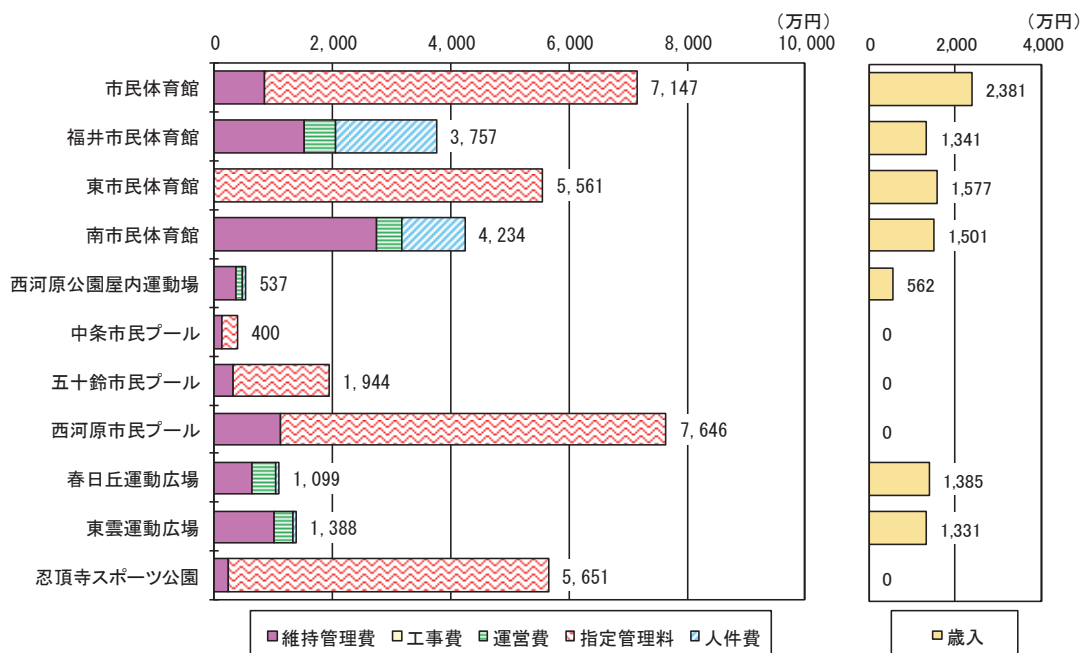


図 3-2-46 施設に関する費用と内訳（H28 年度）

## ⑤ 単位あたりの市負担コストの状況

単位あたりの市負担コスト（工事費に係る歳入歳出を除く）について、延床面積 1 m<sup>2</sup>あたりで比較すると、忍頂寺スポーツ公園では約 1 万 6 千円、体育館で比較すると、福井市民体育館が約 1 万 2 千円で高くなっています。

また、利用者 1 人あたりで比較すると、忍頂寺スポーツ公園で約 1,500 円、次いで福井市民体育館で約 600 円となっています。

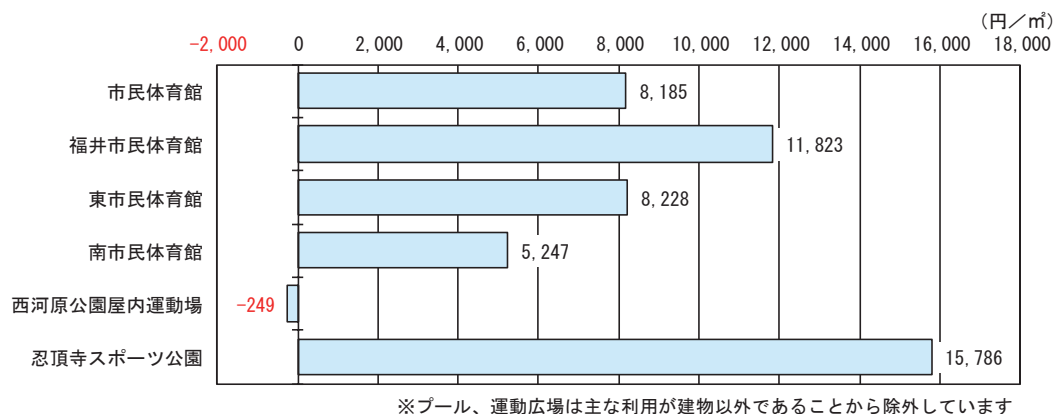


図 3-2-47 延床面積 1 m<sup>2</sup>あたりの市負担コスト（H28 年度）

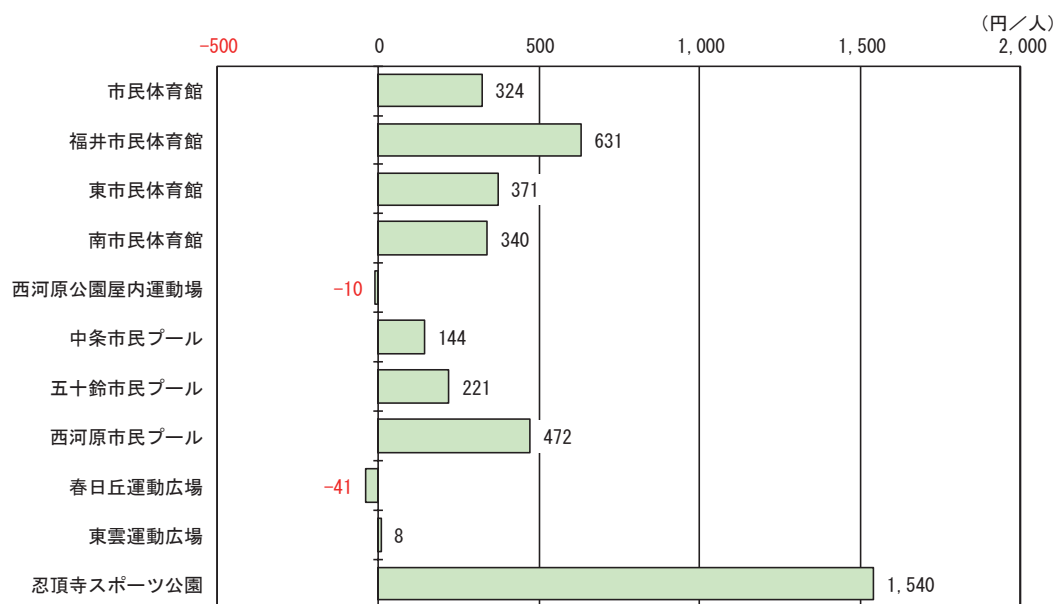


図 3-2-48 利用者 1 人あたりの市負担コスト（H28 年度）



## ⑥ 単位あたりの利用状況

延床面積 1 m<sup>2</sup>あたりの利用者数をみると、西河原公園屋内運動場と市民体育館で約 25 人、東市民体育館で約 22 人などとなっています。

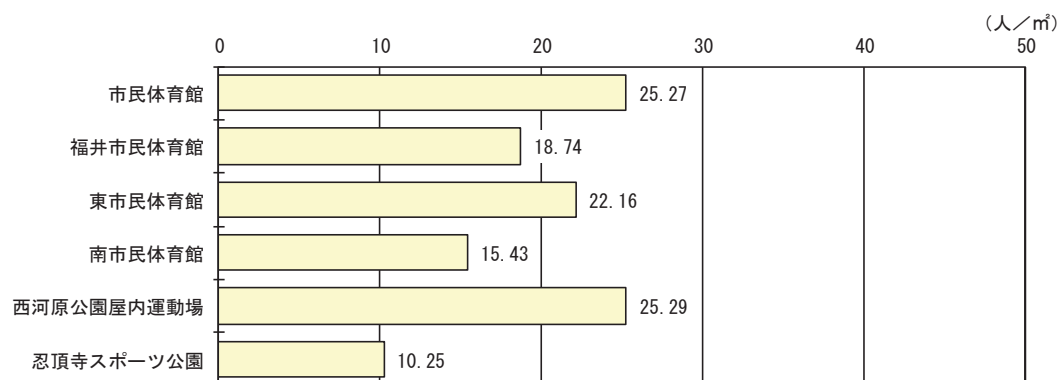


図 3-2-49 延床面積 1 m<sup>2</sup>あたりの利用者数 (H28 年度)

## ⑦ 今後の課題等

- ・ 体育館及びプール利用者は近年増加傾向にあり、今後もスポーツや健康に対するニーズは高まっていくものと考えられます。今後、総人口が減少に転じると見込まれること等も踏まえ、より効率的な施設の活用を検討する必要があります。
- ・ 年間を通じて利用可能な屋内温水プール施設は、配管やプール槽の劣化等による漏水や、老朽化に伴う建物躯体や設備の劣化等に特に注意する必要があります。
- ・ 忍頂寺スポーツ公園は、運動場やテニスコートの利用は近年増加しており、竜王山荘の利用も緩やかな増加傾向にあります。今後も利用の促進に努めるほか、北部地域の活性化のための拠点としての活用の検討も求められます。
- ・ 運営面では、指定管理者制度導入施設において、モニタリングにより利用者のニーズを的確に捉え、サービス向上を図りつつ、効率的な運営に努めることが求められます。